

第2章 非常時対応の基礎的事項

1 災害発生時の業務継続戦略

事 項	説 明		
対象災害と発動基準	<p>【第1非常配備】 ○震度4の地震が市内で観測された場合、第1非常配備対象メンバー※は自主参集し、初動対応を開始する。</p> <p>【第2非常配備】 ○震度5弱、5強の地震が市内で観測された場合、又は津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合、第2非常配備対象メンバー※は自主参集し、初動対応を開始する。</p> <p>【第3非常配備】 ○震度6弱以上の地震が市内で観測された場合、第3非常配備対象メンバー(全職員)は自主参集し、初動対応を開始する。</p> <p>【その他非常配備】 ○上記以外で、被災状況や水害、その他の自然災害などにより、水道局長が上記いずれかの非常配備を指令した場合、指令された非常配備対象メンバーは参集し、初動対応を開始する。</p> <p>※「第1章3 上下水道 BCP の運用体制」参照</p>		
対応体制	<p>・上下水道対策部を設置する場合、対策部長は水道局長、対策副部長は水道局次長とする。 【第1非常配備】参集メンバー27名 【第2非常配備】参集メンバー63名 【第3非常配備】参集メンバー77名</p>		
対応拠点	<p>・上下水道対策部を設置する場合の対応は以下のとおりにする。 ・水道局本庁舎3階会議室(停電時は1階 水道事業課)に上下水道対策部を置く。 ・水道局が使用できない場合は、被災状況や、その他支障等を勘案して、以下の施設の中から代替対応拠点を選定する。 ①中央下水終末処理場(水処理センター) ※津波注意報、津波警報、大津波警報発表時は不可 ②天神浄水場(浄水センター) ③豊倉浄水場(浄水センター)</p>		
主な初動対応と目標時間	初動対応	対応の概要	対応の目標時間
	①上下水道対策部の立上げ	災害対応拠点の安全確認等を実施の上、対策本部を立上げる。	勤務時間内の対策部立上げは、発災直後とする。夜間休日は、2 時間以内に立上げる。
	②職員等の安否確認	職員等の参集状況、安否確認を行う。	対策部立上げ直後とする。
	③浄水場・処理場との連絡調整	浄水場・処理場の参集人員や被害状況を把握する。	勤務時間内は、3 時間以内に把握する。夜間休日は、5 時間以内に把握する。
	④関連行政部局・民間企業等との連絡調整	協力体制の確保等を行う。	1 日以内に調整する。
	⑤上下水道施設の緊急点検、被害状況調査	人的被害につながる二次災害の防止のための調査を実施する。	3 日以内に実施する。
	⑥情報発信	把握できる範囲で上下水道施設の被害状況、復旧見通し等を本市災害対策本部へ報告する。	1 日以内に報告する。
⑦支援要請	被害状況を把握し、北海道や日本水道協会などへ支援要請を行う。	被害状況把握後、状況に応じて支援要請を行う。	

2 対応拠点と代替拠点

【水道局本庁舎】

※対応拠点は、職員が常駐する施設を基本とする。

事 項	説 明
1 拠点名	小樽市水道局 上下水道対策部
2 上下水道対策部の要員	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道対策部長 : 水道局長 ・上下水道対策副部長 : 水道局次長 ・上下水道対策部連絡責任者 : 水道局主幹(防災・企画調整担当)、総務課長 ・総務班班長: 総務課長 ・給水班班長: サービス課長 ・水道班班長: 水道事業課長 ・下水道班班長: 下水道事業課長 ※他の要員は「第1章3 上下水道 BCP の運用体制」参照
3 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの連絡手段)	小樽市水道局 3階会議室 (停電時: 1階 水道事業課) <ul style="list-style-type: none"> ・所在地: 小樽市花園2丁目11番15号 ・電話: 【3階会議室】 32-1171(総務課・直通)、 総務課長内線〇〇(局内〇〇)、会議室局内線〇〇 【水道事業課】 22-8111~8112(水道事業課・直通)、 水道事業課長内線〇〇(局内〇〇) ・FAX: 【3階会議室】 27-0695 ・電子メール: 【3階会議室】 suido-somu@city.otaru.lg.jp (総務課メールアドレス) 【水道事業課】 suido-jigyo@city.otaru.lg.jp (水道事業課メールアドレス) ・携帯電話: 11台 【水道事業課】 水①〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 水②〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 水③〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 水④〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 水⑤〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 水⑥〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 【下水道事業課】 下①〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 下②〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 【サービス課】 サ①〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 【業務課】 業①〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 業②〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
4 対応拠点(3階又は1階)に備える設備	【3階会議室】・電話: 3回線(総務課 32-1171・下水道事業課 32-1172~1173) ・FAX: 1台(27-0695) ・無線機: 2台(水道 24, 26・下水道事業課) ・パソコン: 下水道事業課22台(うち GIS 専用1台、浄水場 web 監視用1台、積算用1台)、総務課 13台 ・プリンター: 総務課 2台、下水道事業課 5台 ・コピー機: 1台(スキャナ、プリンター機能有り) ・ホワイトボード等: 2台(3階会議室黒板、2階会議室黒板(2階から移動利用)) ・上記設備を稼働できる非常用電源 : 無し 【1階水道事業課】・電話: 2回線(22-8111・22-8112) ・無線機: 22台※予備機を除く。 [基地局]: 小樽水道 [車載無線機] 水道 1~3、7~10、25、29~30 [携帯無線機] 水道 11~12、14、16~17、19、26~27、51~52、54 ・PC: 16台(うち GIS 専用2台) ・プリンター: 5台(大型プリンター含む) ・コピー機: 1台 ・ホワイトボード: 1台 ・上記設備を稼働できる非常用電源 発電機 2台(100/200V・5.5KVA、100/12V・900VA)
5 参集要領	①緊急参集メンバーは、発動基準により自動的に職場に参集する。 ②公共交通機関の途絶等により直ちに参集できない場合は職場に連絡し、連絡が取れない場合は同じ職場の職員等にその旨連絡する。 各職場は対策部に連絡し指示を待つ。
6 各班の担当及び業務内容	「第1章3(2)業務の種類と内容: 災害対応業務、通常業務」参照

■代替拠点

代替拠点の優先順位は第1に中央下水終末処理場とし、第2に天神浄水場、第3に豊倉浄水場とする。

ただし、津波注意報、津波警報、大津波警報発表時は、天神浄水場を第1拠点とする。

【中央下水終末処理場】

事 項	説 明
1 拠点名	中央下水終末処理場(水処理センター)
2 対応拠点の要員	【下水道班】 ・下水道運用・施設班(班長:水処理センター所長)
3 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの 連絡手段)	・所在地: 小樽市色内3丁目12番3号 ・電話: 29-2545(水処理センター・直通) ・FAX: 29-2596(水処理センター) ・電子メール: mizusyori@city.otaru.lg.jp (水処理センター組織メールアドレス) ・携帯電話: 2台 処①〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 処②〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
4 対応拠点に備える設備	・電話:1回線(29-2545) ・FAX:1台(29-2596) ・パソコン:16台 ・プリンター:2台 ・コピー機:1台 ・ホワイトボード:2台 ・上記設備を稼働できる非常用電源 自家発電設備① 6600V、1,000KVA 1台 (燃料消費量 510.0 ㍈/hr ・ タンク容量(灯油)6,490 ㍈ ・ 運転時間(満タン) 12.7hr) 自家発電設備② 6600V、1,000KVA 1台 (燃料消費量 510.0 ㍈/hr ・ タンク容量(灯油)6,490 ㍈ ・ 運転時間(満タン) 12.7hr)
5 参集要領	①緊急参集メンバーのうち、水道局本庁舎勤務職員は、水道局本庁舎が使用不可な状態を確認した後、発動基準により自動的に中央下水終末処理場に参集する。 なお、下水道事業課電気担当主査は上下水道対策部に参集後、状況に応じて同処理場に合流する。 ※夜間休日は、中央下水終末処理場に参集前に必ず参集している職員の内、代表者が道央エンジニアリング当直者に連絡し、その情報を(小樽市水道局災害時連絡網などで)職員間で共有する。 連絡が取れない場合は対策部に報告する。 ②公共交通機関の途絶等により直ちに参集できない場合は職場に連絡し、連絡が取れない場合は同じ職場の職員等にその旨連絡する。 その後、対策部からの指示を待つ。
6 各班の担当課及び業務内容	「第1章3(2)業務の種類と内容:災害対応業務、通常業務」参照

【天神浄水場】

事 項	説 明
1 拠点名	天神浄水場(浄水センター)
2 対応拠点の要員	<p>【水道班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道運用・施設班(班長:浄水センター所長)
3 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの 連絡手段)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地: 小樽市天神2丁目107番地 ・電話: 32-3040・22-1259 ・FAX: 32-3063 ・電子メール: josui@city.otaru.lg.jp(浄水センター組織メールアドレス) ・携帯電話: 浄①〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 浄②〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
4 対応拠点に備える設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電話:2回線(天神浄水場 32-3040、22-1259) ・FAX:1台(32-3063) ・パソコン:10台 ・プリンター:3台 ・コピー機:1台 ・ホワイトボード:1台 ・上記設備を稼働できる非常用電源 自家発電機 210V、200KVA 1台 (燃料消費量 43.8 ㍗/hr ・ タンク容量(軽油)700 ㍗ ・ 運転時間(満タ) 16.0hr)
5 参集要領	<p>①緊急参集メンバーは、上位の参集場所が使用不可な状態を確認した後、発動基準により自動的に天神浄水場に参集する。 なお、水道事業課電気担当主査は上下水道対策部に参集後、状況に応じて同浄水場に合流する。</p> <p>※夜間休日は、天神浄水場に参集前に必ず参集している職員の内、代表者が道央エンジニアリング当直者に連絡し、その情報を(小樽市水道局災害時連絡網などで)職員間で共有する。 連絡が取れない場合は対策部に報告する。</p> <p>②公共交通機関の途絶等により直ちに参集できない場合は職場に連絡し、連絡が取れない場合は同じ職場の職員等にその旨連絡する。 その後、対策部からの指示を待つ。</p>
6 各班の担当課及び業務内容	「第1章3(2)業務の種類と内容:災害対応業務、通常業務」参照

【豊倉浄水場】

事 項	説 明
1 拠点名	豊倉浄水場(浄水センター)
2 対策拠点の要員	<p>【水道班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道運用・施設班(班長:浄水センター所長)
3 設置場所と連絡手段 (重要関係先からの 連絡手段)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地: 小樽市朝里川温泉1丁目416番地 ・電話: 51-2562(水質管理課・直通) 54-8350(豊倉浄水場・直通) ・FAX: 51-2563(水質管理課) 54-8066(豊倉浄水場) ・電子メール: suisitu-kanrika@city.otaru.lg.jp(水質管理課組織メールアドレス) josui-toyokura@city.otaru.lg.jp(豊倉浄水場組織メールアドレス) ・携帯電話 浄③〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
4 対策拠点に備える設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電話:2回線(水質管理課51-2562、豊倉浄水場54-8350) ・FAX:2台(水質管理課51-2563、豊倉浄水場54-8066) ・パソコン:水質管理課11台(うちGIS専用1台、浄水場web監視用1台、自動水質計器WEB監視用1台) 豊倉浄水場2台 ・プリンター:水質管理課1台、豊倉浄水場1台 ・コピー機:水質管理課1台 ・ホワイトボード:豊倉浄水場1台 ・上記設備を稼働できる非常用電源 自家発電設備 420V、160KVA 1台 (燃料消費量 45.2 ㍲/hr・タンク容量(軽油)490 ㍲・運転時間(満タン)10.8hr)
5 参集要領	<p>①緊急参集メンバーは、上位の参集場所が使用不可な状態を確認した後、発動基準により自動的に豊倉浄水場に参集する。</p> <p>※夜間休日は、豊倉浄水場に参集前に必ず参集している職員の内、代表者が道央エンジニアリング当直者に連絡し、その情報を(小樽市水道局災害時連絡網などで)職員間で共有する。</p> <p>②公共交通機関の途絶等により直ちに参集できない場合は職場に連絡し、連絡が取れない場合は同じ職場の職員等にその旨連絡する。 その後、対策部からの指示を待つ。</p>
6 各班の担当課及び業務内容	「第1章3(2)業務の種類と内容:災害対応業務、通常業務」参照

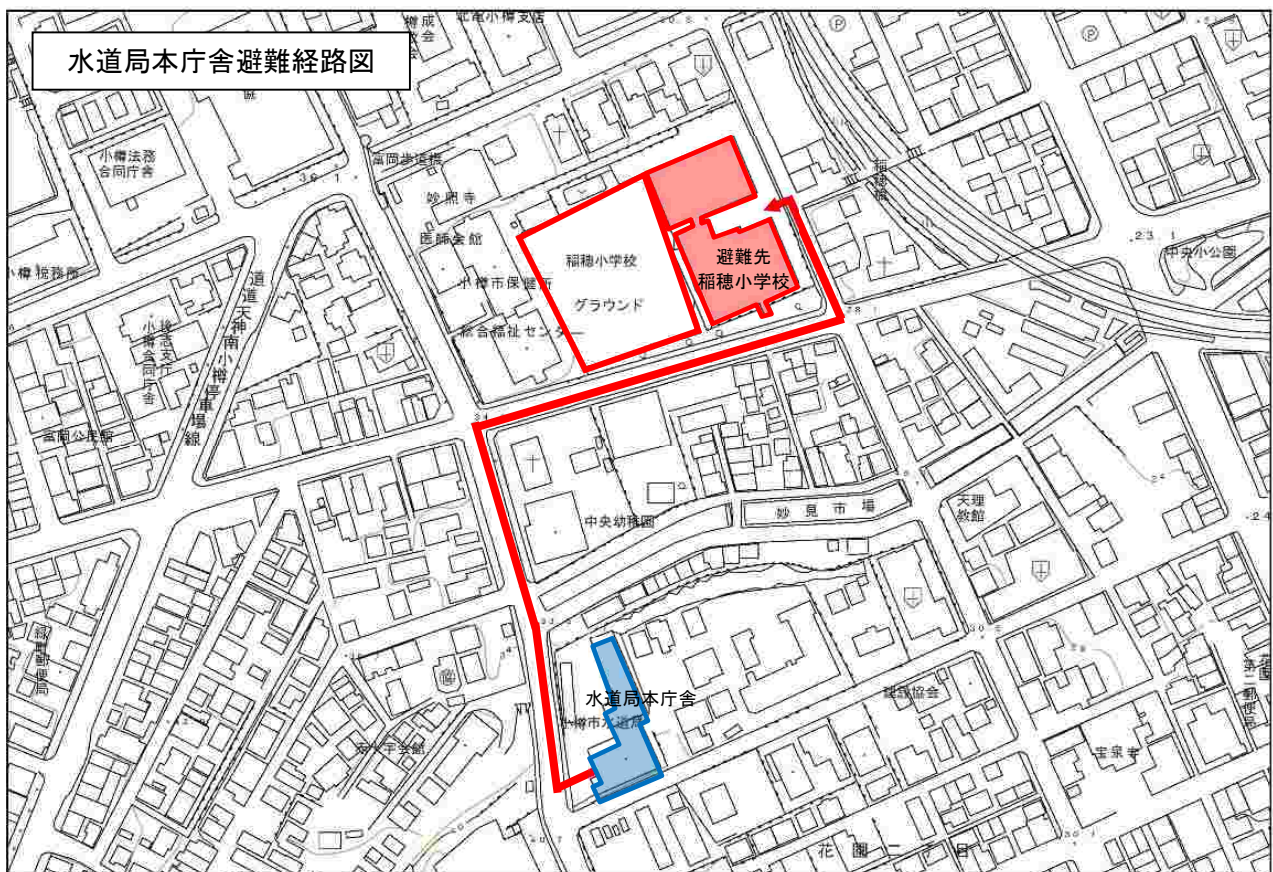
3 避難誘導・安否確認

(1) 避難誘導方法

上下水道対策部の拠点である水道局本庁舎、及び代替拠点である中央下水終末処理場、天神浄水場、豊倉浄水場の避難誘導方法は以下に示すとおりである。

【水道局本庁舎】

建物名等	小樽市水道局本庁舎(耐震対策未実施)
避難誘導責任者 // 代理者	業務課長 業務課 業務担当主査
来訪者の誘導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応接している職員が、責任を持って誘導する。 ・屋外避難が必要な場合は、公的避難所(場所)等安全な場所に誘導する。 ・屋外避難が危険又は避難誘導が困難な場合は、来訪者を3階会議室等安全な場所に誘導する。
職員の避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず避難先の集合場所に集まる。
避難先(集合場所)	稲穂小学校(所在地 富岡1丁目5番1号)
避難経路	下図参照
近隣の公設の避難所	稲穂小学校(所在地 富岡1丁目5番1号) ・公設避難所までの距離約0.5km(徒歩・概ね7分)



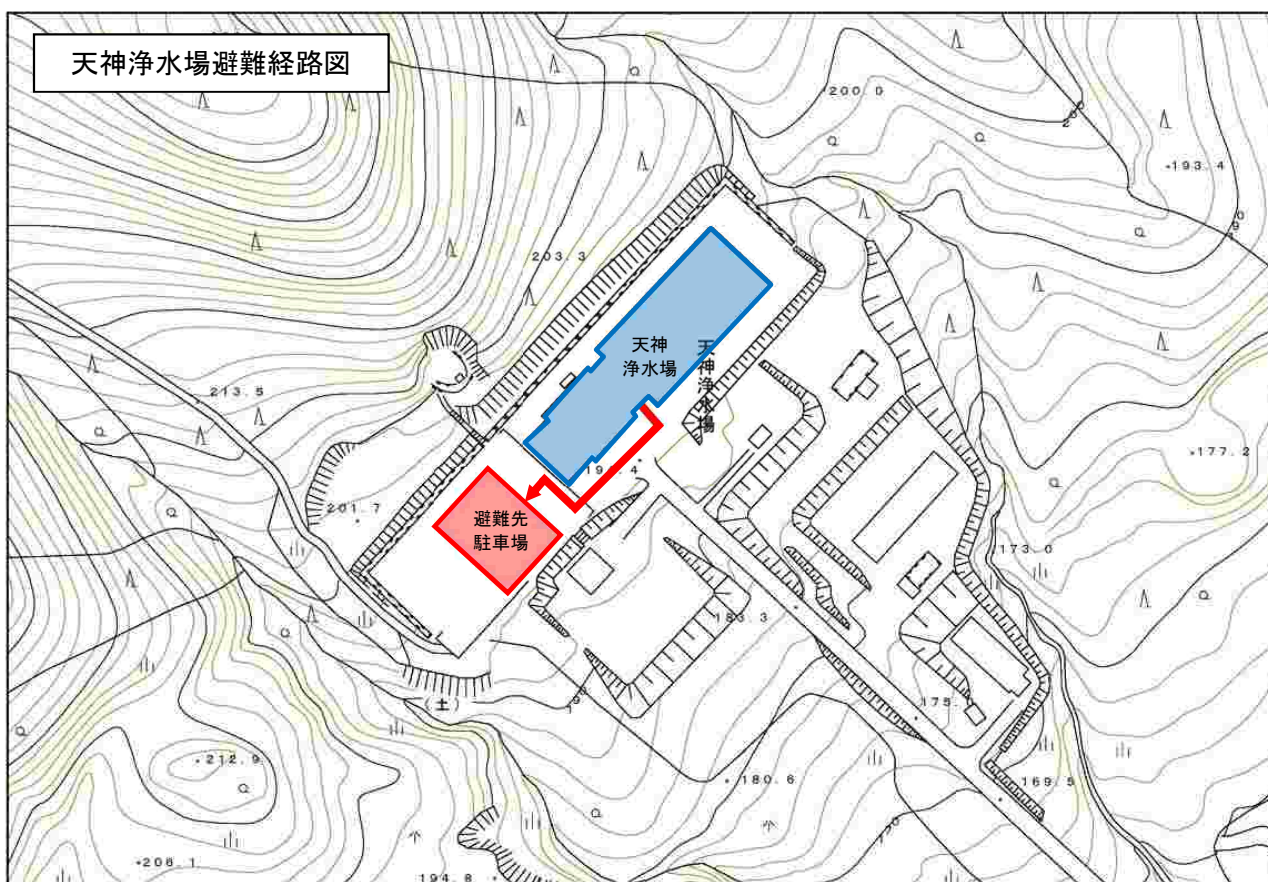
【中央下水終末処理場】

建物名等	中央下水終末処理場(耐震対策実施済み[建築のみ大地震動対応])
避難誘導責任者 // 代理者	水処理センター所長 水処理センター主査
来訪者の誘導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応接している職員が、責任を持って誘導する。 ・屋外避難が必要な場合は、誘導先を玄関前広場等安全な場所とするが、状況によっては公設避難所(場所)に変更する。 ・屋外避難が危険又は避難誘導が困難な場合は、来訪者を本館沈砂池棟2階会議室等安全な場所に誘導する。 <p>【津波の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報・津波警報が発表された場合、誘導先を浸水想定区域外とするが、状況によっては公設避難所(場所)に誘導する。 ・津波到達予想時間に余裕がない又は避難誘導が困難な場合は、本館沈砂池棟2階会議室等安全な場所に誘導する。
職員の避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず避難先の集合場所に集まる。 <p>【津波の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報・津波警報が発表された場合は、避難先を浸水想定区域外とするが、状況によっては公設避難所(場所)に避難する。 ・津波到達予想時間に余裕がない場合は、本館沈砂池棟2階会議室等安全な場所に避難する。
避難先(集合場所)	中央下水終末処理場玄関前広場付近 ※津波注意報等が発表されている場合は使用不可
避難経路	下図参照
近隣の公設の避難所	手宮中央小学校(所在地 末広町 13 番 5 号) ・公設避難所までの距離約 1.1km(徒歩・概ね 14 分)



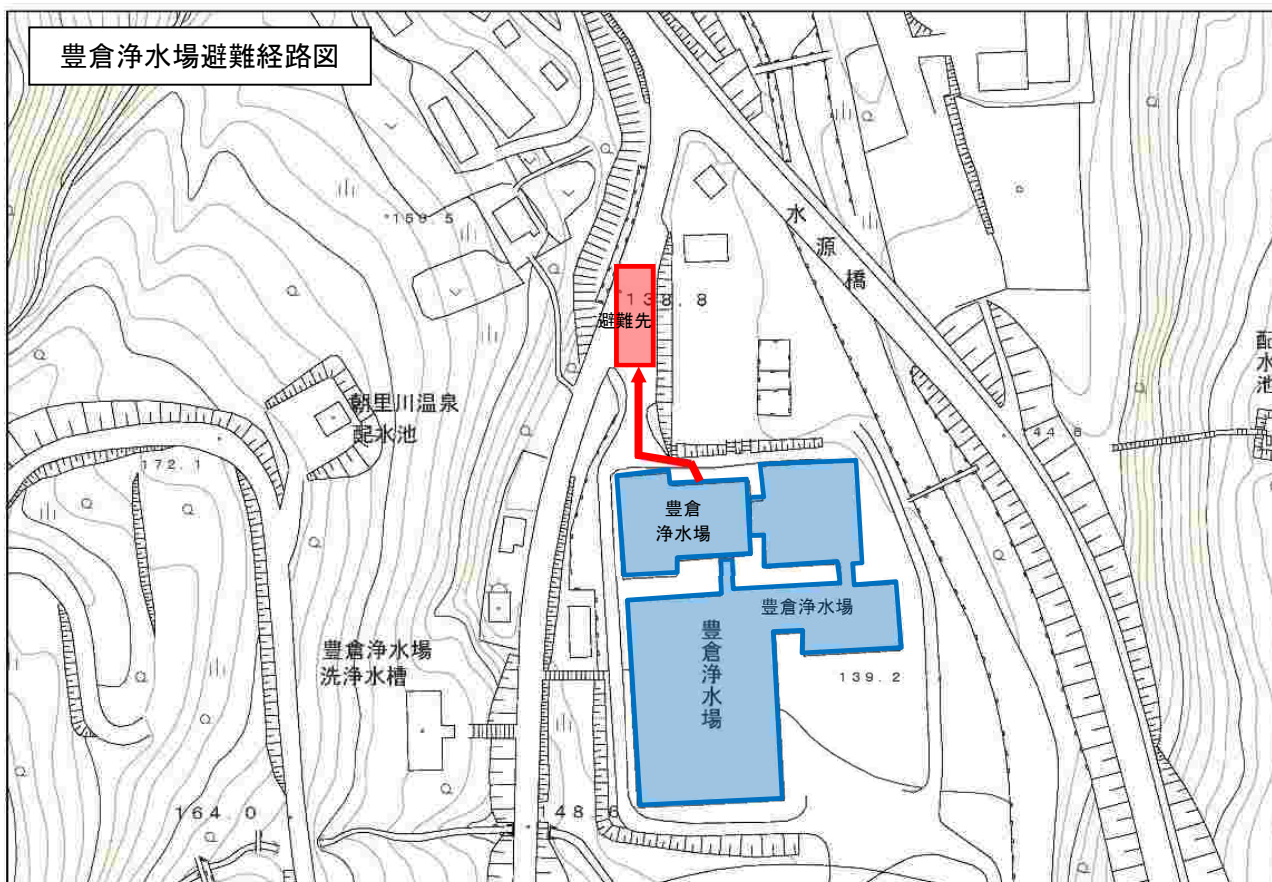
【天神浄水場】

建物名等	天神浄水場(耐震対策未実施)
避難誘導責任者 " 代理者	浄水センター所長 浄水センター 天神浄水管理担当主査
来訪者の誘導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応接している職員が、責任を持って誘導する。 ・屋外避難が必要な場合は、誘導先を駐車場等安全な場所とするが、状況によっては公設避難所(場所)に変更する。 ・屋外避難が危険又は避難誘導が困難な場合は、来訪者を2階会議室等安全な場所に誘導する。
職員の避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず避難先の集合場所に集まる。
避難先(集合場所)	天神浄水場横駐車場
避難経路	下図参照
近隣の公設の避難所	市民消防防災研修センター(所在地 天神2丁目18番17号) ・公設避難所までの距離約1.4km(徒歩・概ね18分)



【豊倉浄水場】

建物名等	豊倉浄水場(耐震対策未実施)
避難誘導責任者 // 代理者	水質管理課長 浄水センター 豊倉浄水管理担当主査
来訪者の誘導方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応接している職員が、責任を持って誘導する。 ・屋外避難が必要な場合は、誘導先を正面門扉前等安全な場所とするが、状況によっては公設避難所(場所)に変更する。 ・屋外避難が危険又は避難誘導が困難な場合は、来訪者を2階会議室等安全な場所に誘導する。
職員の避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に出た場合には、点呼・安否確認をするので、必ず避難先の集合場所に集まる。
避難先(集合場所)	豊倉浄水場正面門扉前
避難経路	下図参照
近隣の公設の避難所	旧豊倉小学校(所在地 朝里川温泉 1 丁目 231 番地) ・公設避難所までの距離約 2.0km(徒歩・概ね 25 分)



(2) 安否確認方法

水道局各課かいの課長は、上下水道対策部立上げ後、直ちに職員とその家族の安否を確認し、その結果を総務課長に報告するものとする。

【全施設共通・勤務時間内】

安否確認の責任者	責任者:総務課長 代理者:総務課庶務担当主査
安否確認の担当体制	・各課長が確認する。 (課長不在の場合は、主査が確認) ・局長、次長、主幹の安否は、総務課長が確認する。 (総務課長不在の場合は、総務課庶務担当主査が確認)
安否確認の方法・手順	・職員とその家族の安否を確認する。 ・外勤職員、休暇中職員等 【連絡手段】 優先順位 ①携帯電話 ②携帯電話ショートメール ③固定電話 【作業手順】各課長が確認し、総務課長に報告
安否確認の発動条件	上下水道対策部立上げ直後 (不要と判断した場合は、この限りではない。)

【全施設共通・勤務時間外(休日・夜間)】

安否確認の責任者	責任者:総務課長 代理者:総務課庶務担当主査
安否確認の担当体制	・災害時連絡網を活用し各課長が確認する。 (課長不在の場合は、主査が確認) ・局長、次長、主幹の安否は、総務課長が確認する。 (総務課長不在の場合は、総務課庶務担当主査が確認)
安否確認の方法・手順	・職員とその家族の安否を確認する。 【連絡手段】 優先順位 ①携帯電話 ②携帯電話ショートメール ③固定電話 【作業手順】各課長が確認し、総務課長に報告
安否確認の発動条件	上下水道対策部立上げ直後 (不要と判断した場合は、この限りではない。)

※安否確認等連絡を取る必要がある場合は、上記連絡手段を最優先に使用する。
連絡が取れない場合のみ可能な連絡手段を使用する。

4 被害状況の把握

水道局各課かいの課長は、下記の様式によるチェックリストを作成し、主幹(防災・企画調整担当)に提出するものとする。

【チェックリスト】

月 日() 時 分 現在

分類	項目	被害	確認方法等	
水道局職員 の安否	死者・行方不明者	** 名 氏名・……	・確認方法は、P2-10参照	
	負傷者	** 名 氏名・……		
	安否不明者	** 名 ** 名	・必要に応じて名簿を作成	
	安 否 確 認 者	参集完了		** 名
		参集中		** 名
参集不可能(自宅待機等)		** 名		
協力会社職員 の安否	安否確認者	** 名	(協力会社名):	
	安否不明者	** 名		
	死者・負傷者	死者 ** 名 負傷者 ** 名		
建物(対応拠 点等)の被害	主要構造部	あり/なし 概要()	・対応拠点や代替拠点等の管理者は被害状況の 確認を行う。 ・被害があった場合は、当該建物の使用について 対策部長や副部長、その他関係者と協議を行う。	
	その他	あり/なし 概要()		
主要設備の 被害	電力	あり/なし 概要()	・対応拠点や代替拠点等の管理者は主要設備の 被害状況について確認を行う。	
	上水道	あり/なし 概要()		
	トイレ・下水道	あり/なし 概要()		
	ガス	あり/なし 概要()		
	空調設備	あり/なし 概要()		
	情報・通信設備	あり/なし 概要()		
	水道・下水道台帳等の重要情報	あり/なし 概要()		
自家発電設備等	あり/なし 概要()			

5 重要情報の保管状況

項目	保管場所	担当課	記録媒体	現在のバックアップ状況				
				有無	頻度	方法	保管場所	
重要情報	上下水道システム (利用者情報等)	(株)BSN アイネット	業務課	電子	有	随時	電子化	(株)BSN アイネット
	上下水道管路図(GIS)	水道局2階	サービス課	電子	有	随時	電子化	天神浄水場
	水道配水管路平面図 (1/10,000)	水道局1階	水道事業課	紙・電子	有	随時	電子化	天神浄水場
	管路調書(配水管)	水道局1階	水道事業課	紙・電子	有	随時	電子化	天神浄水場
	〃(導・送水管)	水道局1階	水道事業課	紙・電子	有	随時	電子化	天神浄水場
	水道施設台帳 (浄水場・ポンプ所等)	水道局1階	水道事業課	紙・電子	有	随時	電子化	天神浄水場
	下水道施設台帳図 (処理場・ポンプ場)	水道局3階	下水道事業課	紙・電子	有	随時	電子化	コンサル
	メンテナンスデータ (処理場・ポンプ場)	中央下水 終末処理場	水処理センター	電子	有	随時	電子化	道央エンジニアリング(株)
	水道施設機器台帳 (浄水場・ポンプ所等)	天神浄水場	浄水センター	紙・電子	有	随時	電子化	水道事業課
その他	水道事業認可図書	水道局1階	水道事業課	紙	無	—	—	—
	水道配・給水管路台帳図 (1/500)	水道局1階	水道事業課	紙	無	—	—	—
	給水区域図	水道局1階	水道事業課	紙・電子	有	随時	電子化	天神浄水場
	下水道管路台帳図 (1/500)	水道局3階	下水道事業課	紙	無	—	—	—
	下水道管路竣工図 (1/500)	水道局3階	下水道事業課	紙	無	—	—	—
	下水道事業認可図書	水道局3階	下水道事業課	紙・電子	有	随時	電子化	コンサル
	耐震診断等資料	水道局3階	下水道事業課	紙・電子	無	—	—	—
	受益者負担金関係資料	水道局2階	サービス課	紙・電子	無	—	—	—
	行政文書データ	外置き HD 内	下水道事業課	電子	無	—	—	—

6 資機材等の保有状況

(令和4年度末現在)

【資機材の備蓄品・調達品リスト1】

名称	規格	資機材の保管場所と数量					緊急時調達先 ※資機材不足の場合	備考
		水道局本庁舎 (本庁車庫)	中央下水 終末処理場	蘭島下水 終末処理場	銭函下水 終末処理場	銭函浄水場		
バリケード	-	-	21(下)	-	5(処)	-	-	
セフティコーン	-	39(上)、8(下)	11(下)、12(処)	4(処)	15(処)	-	-	
マーカライト	-	21(上)	12(処)	4(処)	6(処)	-	-	
コーンバー	-	24(上)、4(下)	5(処)	2(処)	8(処)	-	-	
トラロープ	-	-	200m(下)、50m(処)	-	-	-	-	
方向指示板	-	2(下)	6(下)、4(処)	-	-	-	-	
発電機	1.2kw	7(上)、2(下)	-	-	-	-	(株)カナモト/北海産業(株)	
水中ポンプ	-	2(下)	-	-	-	-	(株)カナモト/北海産業(株)	
サニーホース	-	3(下)	-	-	-	-	-	
エンジンポンプ	-	-	-	-	-	-	(株)カナモト/北海産業(株)	備蓄なし
投光器	-	6(上)、1(下)	-	-	-	-	-	
土嚢	-	100(砂)(下)	150(砕石)(下)、 142(砂)(処)	-	298(砂)(処)	200(砕石)(上)	(株)小田組	
土嚢袋	-	100(下)	400(下)、54(処)	-	-	-	(株)小田組	
スコップ	-	角 2、剣 3(下)	角 4 剣 4(下)、 角 3 剣 3(処)	-	-	-	-	
ツルハシ	-	3(下)	6(下)、2(処)	-	-	-	-	

※(上)は水道事業課、(下)は下水道事業課、(処)は水処理センター保有数

【資機材の備蓄品・調達品リスト2】

名 称	規 格	資機材の保管場所と数量				調達先 ※資機材不足の場合	備 考
		水道局本庁舎 (本庁車庫)	中央下水 終末処理場	蘭島下水 終末処理場	銭函下水 終末処理場		
懐中電灯	-	14(上)、4(下)	-	-	-	-	
誘導灯	-	4(上)	2(処)	-	-	-	
巻き尺	-	2(下)	1(処)	-	-	-	
マンホール開閉器	-	4(下)	1(処)	-	-	-	
転圧用ダンパー	-	1(下)	-	-	-	-	
振動式ピック	-	1(下)	-	-	-	-	
コードリール	-	5(上)、1(下)	-	-	-	-	
管渠調査用鏡	-	2(下)	-	-	-	-	
酸素濃度計	-	1(上)	-	-	-	-	
管内調査カメラ	-	1(下)	-	-	-	-	
仮設トイレ	-	-	-	-	-	(株)クリーンサービス	備蓄なし
中和剤	-	-	6(処)	1(処)	3(処)	-	
オイルマット	-	-	100(処)	14(処)	184(処)	-	
オイルフェンス	-	-	2(処)	-	-	-	

※(上)は水道事業課、(下)は下水道事業課、(処)は水処理センター保有数

【資機材の備蓄品・調達品 調達先リスト】

調達先	連絡手段・連絡先	調達する資機材
(株)小田組	電話 62-5757	土嚢、土嚢袋
(株)カナモト	電話 33-7411	発電機、水中ポンプ、エンジンポンプ
北海産業(株)	電話 24-4500	発電機、水中ポンプ、エンジンポンプ
(株)クリーンサービス	電話 33-2633	仮設トイレ

【薬剤等調達先リスト】 ※入札等で変更あり

調達先	連絡手段・連絡先	調達する資機材
よしむら(株)	電話 33-0234	消石灰、ポリ塩化アルミニウム(PAC)
河村薬品(株)	電話 011-731-6551	ソーダ灰
札幌薬品工業(株)	電話 62-7791	次亜塩素酸ナトリウム
道央エンジニアリング(株)	電話 32-9890	高分子凝集剤、下水道用次亜塩素酸ナトリウム、炭酸カルシウム、珪砂、脱水汚泥消臭剤、水酸化ナトリウム、固形塩素剤

【食料・日用品等リスト】

品名	個数	保管場所	保存期間	管理担当課
トイレットペーパー	29 巻き	水道局本庁舎車庫	-	総務課
非常用トイレ	59 個	19 個(水道局本庁舎)、40 個(銭函下水処理場)	2025 年 3 月	下水道事業課
簡易ルームライト	22 個	水道局本庁舎車庫	-	水道事業課・下水道事業課

【救出用機材リスト】

品名	個数	保管場所	管理担当課
バール	9個	水道局本庁舎車庫	水道事業課・下水道事業課
のこぎり	2個	水道局本庁舎車庫	水道事業課・下水道事業課
テコ	1個	水道局本庁舎車庫	水道事業課・下水道事業課